浜松商工会議所会館
電気･空調設備等改修工事　募集要項について

１．工事の概要と目的

浜松商工会議所会館は竣工後 20 年が経過したことから、空調設備をはじめとする老朽化した設備の更新を行うことになりました。今回の更新にあたっては、今後の省エネルギーの推進とともにライフサイクルコスト（初期投資、運転コスト、保守修繕コスト）を最小化できるものとして最適な設備の構成を会員企業よりご提案いただきます。

２．請負者の選考方法

本工事は、見積価格（工事費・定期保守費）と見積価格以外の要素（提案要素）について、総合的に評価する総合評価方式により請負者を決定します。

①浜松商工会議所の会員であること②既設の空調更新工事の施工実績があり、かつ、特定建設業の許可を受けていること③当工事の工程並びに安全管理が十分確保できること④現行の課題を解決し居住者に快適な空間を提供する技術を有するもの⑤設備投資額と今後 10 年間のランニングコストの合計を最小化する提案と施工が行えるもの⑥運用後の性能保証ができること⑦技術提案等を中心に競争入札にて選考します。詳細は、『総合評価表』を参照のこと。

３．工事実施場所

浜松市中区東伊場２－７－１　浜松商工会議所会館　　＊詳細は仕様書の通り。

４．入札参加資格要件

入札に参加できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

① 浜松商工会議所の会員であること。
② 既設の空調更新の施工実績があること。
③ 当工事の工程並びに安全管理が十分確保できること。
④ 浜松商工会議所の年度会費、国税及び地方税を滞納していないこと。
⑤ 営業にあたり必要な法令・許認可等（届出を含む）をすべて遵守していること。
（応募にあたり、特定建設業の許可が必要となります）
⑥ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑦ 破産者で復権を得ない者でないこと。
⑧ 自らが、または自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）または工事に関係する一切の事業者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

５．スケジュール

日　程	内　容
3 月 9 日	議員総会にて、当所会館の設備更新に関する工事について報告（募集要項&仕様書添付）
3 月 10 日～4 月 10 日	募集要項・仕様書公開、質疑書・技術提案書受付
4 月 15 日　16:00	質疑書・技術提案書〆切
4 月 23 日（原則）	質疑回答書および技術提案回答書送付
5 月 22 日　16:00	見積書提出期限
5 月 25 日～6 月 3 日	選考、必要に応じてヒアリング
6 月 8 日	正副会頭会議に入札状況を報告・発注候補者選定
7 月 6 日	議員総会にて発注業者&発注価格を報告
7 月 15 日以降	契約・着工
平成 28 年 3 月末	完工（H27 年度内の出来高検査（検収）まで実施）

６．募集要項・仕様書の公表・提供

①期間・方法

A：平成 27 年 3 月 10 日（火）9:00 から当所ホームページによる　～4 月 10 日まで

① 公表内容

・浜松商工会議所会館　電気・空調設備等改修工事　募集要項&仕様書
・設計図（空調・給排水設備衛生設備、電気設備、建築設備）←　当所にて貸出します
・質疑書兼回答書
・入札書様式例
・内訳付見積書は、『公共建築工事見積標準書式（国土交通省）』を参考とすること。
・空調年間運転費用算出条件（会館分、マイカホール内創業支援施設分）

会館分については、既存ガス空調のガス使用量実績をもとに、更新後の空調運転コストを算出してください。

＜参考＞空調運転時間（標準）8:00～18:00（7:30 からウオーミング）

延床面積　9,295 ㎡(会館)、408 ㎡（マイカホール全面積）

・定期保守費用算出条件（10 年分）
・総合評価表
・本募集要項・仕様書に関するお問合せは、すべて質疑書のみの受付とします。（回答は原則 4 月 23 日に文書にて実施しますが、可能なものは随時先行し取計らいます）
・設計図等の貸出しおよび現場調査を希望するものは貸出日・調査希望日の 2 日前までに下記問い合せ先まで連絡することとします（設計図の貸出期間は 1 日間：借用書で対応）。

B：当所広報誌 4 月号に募集概要を記載

７．決定方法について

選考基準に基づき、正副会頭会議にて決定のうえ、常議員会・議員総会にて報告します。

なお、見積書は基本的に一式表示は避け、可能な限り数量・品質・性能をはじめとする仕様を明確にしてください。見積内容を審査するために、必要な各数量・単価等を必ず内訳明細書に記載してください。

その他、独自の技術提案やVE提案があれば随時受付いたします。

８．提出書類の取扱い

提出書類は返却いたしません。なお、提案書等の提出された書類は、浜松商工会議所の決議のために一部を公表する場合があります。

９．応募に関する留意事項

①応募の無効について

・提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
・提案内容に虚偽又は不正がある場合
・会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至った場合
・選考審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
・その他不正な行為があった場合

②募集要項等の承諾

応募者は、提案書の提出を持って募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

③費用の負担

応募に関する費用の負担は、応募者の負担とします。

10．問合せ先

〒432-8501　浜松市中区東伊場2-7-1　　TEL：053-452-1111　　FAX：053-452-6682
浜松商工会議所　総務管理課　　E‐mail　somu@hamamatsu-cci.or.jp

浜松商工会議所会館 電気・空調設備等改修工事　仕様書

１．目 的

本仕様書は、浜松商工会議所（以下「甲」という。)の電気・空調設備更新等改修工事についての内容、方法、条件等を示すものです。

受注者（以下「乙」という）は、空調設備更新等によって入居者・来館者等の快適性向上とともに、省エネルギーの推進、ライフサイクルコストの抑制に努めることとします。

２．履行場所

履行場所は、次のとおりとします。

（１）施設名称（履行場所）　浜松商工会議所会館

（２）所在地　浜松市中区東伊場２－７－１

３．履行期間

本工事は、平成 28 年 3 月末日までに完了（出来高検査および検収まで）するものとします。

４．作業日時

本工事の作業日時は、甲が指定します。甲が提示した作業日時が困難な場合は、事前に甲と協議して決定します。

５．工事範囲

施設の運営に支障が出ないよう、専門事業者として効率性、実効性、技術力の専門知識を駆使し、趣旨を十分に認識し、誠意をもって対応することとし、工事範囲は以下のとおりとします。なお、記述のある条件は最低基準を示します。詳細は、設計図を参照ください。
設備耐用年数は、流用を含めて 15 年間を担保する設計としてください。

（１）空調設備更新工事

ア　既設ガス吸収冷温水機（付属設備含む）を撤去し、電気式チラー200RT へ更新しインテリア空調として利用する。なお、インテリア空調機および冷温水配管は流用する。その他機器についても可能なものについては協議の上で流用を認めることとする。

なお、電気式チラーは定格 COP3.0（JIS 条件）を満足するものを採用し、中間期の低負荷帯など年間での省エネが図れるよう仕様を考慮すること（見積書にメーカ名・型式・馬力数などを明記すること)。

イ　マイカホール用の既設ガス吸収冷温水機（付属設備含む）および温水ボイラ（付属設備含む）を撤去し、ホール内にて設立する創業支援施設（H27 年 6 月運用開始）用の空調更新を行う。あわせて年間空調運転コストも算出すること。

ウ　ペリメータ用の既存ファンコイルユニット（FCU）および付属設備を撤去し、ビルマルチエアコン（パッケージエアコンも可）へ更新を行う。空調能力はトップランナーレベルのものを採用すること。なお、室外機の動力費は課金対象とするので計量を行えるよう、通信

インタフェースなどは互換性のあるものを採用すること。

エ　空調機冷温水コイル（7階および10階は対象外）の腐食対策更新工事を行う。なお、フレームなどの腐食部もあわせて修理（必要であれば取替）を行うこと。

（２）受変電設備増設工事

ア　（１）の空調設備更新に伴い必要となる電気容量（500KVA以上）の受変電設備の増設工事を行う。

イ　既存受変電設備との繋ぎ込み工事を行う。

ウ　受変電設備増設に伴い、引き込み用の主幹線引き替え工事を行う。

（３）中央監視装置・自動制御設備（R/S含む）

ア　将来の拡張性を重視しオープンシステム(通信機器も含めて)となるよう更新を行うこと。また現在、生産中止の機器についても併せて更新を行う。

イ　空調自動制御は、現状システムの特徴を勘案し、省エネルギー性を向上させるものとすること。

ウ　PCおよびOS（Windows７以上）は汎用品を採用すること。

エ　監視点は既設同程度とするが､各居室の温湿度を監視･制御できるよう機能追加すること。

オ　空調機廻りの自動制御弁の更新を行う。なお、自動制御弁AC202、601、801、1002は対象外とする。

カ　ダンパ操作器（OA,RA,EX）の更新を行う。適正に外気冷房運転が行える調整も行うこと。

キ　土日の空調運転については不要エリアの空調を停止できる機能を追加すること。

ク　全てのVAV・CAV用制御機器を更新し、各居室の稼働状況に応じ省エネルギー性を向上させること。

ケ　警報、操作、システムログが長期間保存できること。

コ　設備機器スケジュールが一覧表示で管理できること。(年間カレンダー機能を含む）また登録／変更／削除ができること。

サ　グラフィック画面により機器の発停操作、制御設定値の変更操作ができること。また、熱源機の発停操作は現状と同様に制御盤でも行えること。

シ　火災連動制御、停複電制御を行えること。

ス　テナント運用面を重視した簡便な操作のアナンシエータを再構築すること。

セ　現システムと同様にデマンドkW監視ができること。

ソ　機器の運転操作は現システムと同様に簡素化（プログラム化など）を図ること。

タ　デマンド等の監視や運転操作のプログラム設定変更は、保安員にて行えること。ただし、インターロックなど機器等の保護を目的とするものはこの限りではないが、設計根拠を取扱説明書等にて保安員へ説明を行うこと。

（４）照明工事

ア　2階照明用器具のLED化工事を行う。なお、適正な照度、耐久性をもつ仕様とし調光制御の機能を付けるものとする。

イ　既存誘導灯を撤去し、消防法に適合するよう LED 化工事を行う。
ウ　非常階段照明器具の LED 化工事を行う。なお、人感センサー等で点滅を行える仕様とする。

（５）省エネ窓取付工事
ア　2 階窓（21 か所：建築図面参照）に「現場施工型後付け Low-e ガラス（AGC 製アトッチもしくは相当品)」を取り付ける。なお、ガラス性能は仕上がりとして以下を満足する仕様とする。また、窓厚さ及びサッシ耐荷重を考慮するとともに、窓の開閉機能性を損なわないものとする。
遮熱性能　日射熱取得率（η 値）　：　0.39
断熱性能　熱貫流率（U 値）　　：　1.7w/㎡K

６．技術提案
設計書に定める機能、性能を低下させないことを条件にした技術提案（ＶＥ提案含む）を受け付けます。品質低下、性能低下につながるものは採用不可とします。特に、発注者側が適正と認めた VE 提案（採用可）については、その提案内容を入札価格に反映させることができます。なお、提案内容については、入札前にヒアリングを行うことがあります。

７．秘密の保持
乙並びに業務責任者及び業務従事者は、業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならないこととします。

８．労働法上の責任
乙は、使用者としての労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行い、甲に対し迷惑を及ぼすことのないよう努めることとします。

９．規定外事項
本仕様書の各条項の解釈について疑義を生じた場合や取り決めのない事項に関しては、甲と乙は協議し、重要事項については文書で取扱い、誠意をもって解決を行うものとします。

１０．特記事項
①建築材料の製造品・製品等は、特記されたものまたは同等品以上とします。
ただし、同等以上とする場合は、承認を必要とします。
②本工事に使用する材料は、ＪＩＳ規格に合格する製品とし、規格制定のないものについては、それぞれの性能表を提出することとします。
③標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とし、見本、材質性能、施工要領等について必要書類等を提出し、承認を得ることとします。
④着工時、工事中、完成時の工事写真を提出することとします。
⑤提出書類

＜4 月 15 日　16:00〆切＞

・質疑書

・技術提案書（機能向上、快適性向上、省エネルギー向上、VE 提案（工事費・保守修繕コスト削減、運転コスト削減））に関するもの

＊削減効果（金額、省エネルギー性など）がわかるよう明記すること。

＜5 月 22 日　16:00〆切＞

・入札書

・内訳明細付見積書

・空調年間運転費用および定期保守費用見積書

空調年間運転費用は、定期保守費算定条件に倣って保守費集計シートに記載のこと。

・施工計画書

・工事工程表

・施工・品質管理体制表

・工事実績表（既設の空調更新工事の施工実績）

・主要機器、材料メーカーリスト

・その他提出書類

＊これらの書類は、紙文書の他に電子データでも提出ください。

⑥本工事の募集要項・仕様書等に関する問合せは、すべて質疑書のみの受付とします。

⑦既存部分と今回工事の取合部分、解体工事の都合等により、破損損傷させた箇所は、今回工事仕上げおよび旧仕上げ同材によって速やかに補修することとします。

取合部分以外においても、今回工事による損傷と認められた時も同様とします。

⑧本工事により、近隣施設及び工作物に破損損傷の場合は、請負者負担にて速やかに復旧することとします。また工事中の苦情は誠意をもって対応し処理してください。

⑨関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し対策を施したうえで、周辺地域の環境保全に努めてください。

⑩労働基準法、労働安全衛生規則、その他関連法規を厳守し、工事現場の人身事故、火災、盗難防止に留意ください。

⑪本工事期間中、入居者・来館者・通行者等の安全対策は充分に行ってください。

⑫試運転調整試験は、試験項目を明記、試験結果を提出し甲の承認を得ることとします。

⑬運転指導・マニュアルに基づき、当会館の保安員に説明を行うこととします。

⑭工事施行に伴い廃棄物が発生した場合、その収集、運搬、処分については、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように行うこととします。

⑮本工事に必要となる既設の撤去や取り合い調整のための費用はすべて見積範囲内とします。

⑯請負者用の詰所が必要となる場合は、その費用を見積に見込むこととしてください。

部屋の貸出しは行いません。

１１．契約

民間連合協定工事請負契約約款を基本とします。

１２．保障

受け渡し後 1 年以内に生じた施工および検査上の欠陥に対して、明らかに本工事の請負者の責に負うものは、無償にて発注者の指示通り速やかに改善または交換を行うこととします。

１３．支給材料

なし。

１４．付帯工事

本工事に必要となる付帯工事や材料はすべて見積りに含めることとします。また、入居者をはじめとする関係者との工程調整、施工管理、安全管理等の必要な調整を行ってください。

１５．工事費支払

出来高検査後に一括支払いとします。平成 27 年度の検収となるよう工程調整を行ってください。

１６．注意事項

①見積書中に脱漏、誤算があっても本工事の請負者は工事費の追加請求を行うことはできません。

②本工事の請負者は、工事竣工に際して竣工図を A１版ならびに CAD データにて作成し提出してください。さらに、保安員への取扱説明書による操作、運用説明は十分に行ってください。

③本工事期間中に請負契約の債務不履行（万一の災害、損失等）に備え、工事の完成を確保するため、必要と考える補償については加入してください。その費用についても見込んでください。

④工程表には機器類の発注、製作工程および現地組み立て工程も表記してください。

⑤建設産業廃棄物は下記法律等に基づき適切な処理を行ってください。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」

「建設副産物適正処理推進要綱」

⑥大型機器の搬入には、その使用期間、使用条件等の調整は本工事の請負者が計画してください。

⑦本工事に必要な用水、電力等の費用については、本工事の請負者の負担としてください。